

住宅用火災警報器を 取り付けましょう

平成23年5月31日まで

毎年、全国で、住宅火災により1,000人を超える方が亡くなっています。死亡原因の7割が逃げ遅れによるものです。

火災をいち早く発見し、痛ましい事故を防ぐことを目的として、平成18年6月1日からすべての住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられました。

平成18年6月1日以前に建てられた住宅は、平成23年5月31日までに取付けなければなりません。

消防本部・消防団では、住宅用火災警報器の設置について、今年春の火災予防運動期間を中心に市内77区、2,583戸の立入調査を実施しました。調査の結果は下欄の表のとおりです。猶予期間である平成23年5月31日までに、市内全区の立入調査を順次実

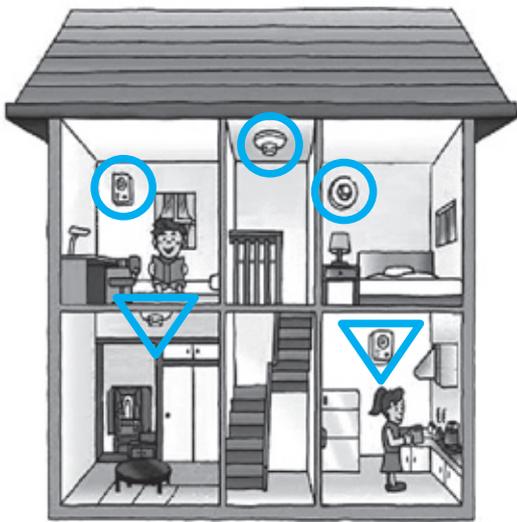
施する中で、より多くの住宅に設置されるよう推進していきます。

調査結果

実施期間	実施区数	調査戸数	設置戸数	平成21年3月時 実施区の 設置率
平成21年 3月1日 ～ 29日	77区 （市内 全区数 358区）	2,583	788	30.5% （平成20年 6月現在全国の 推計設置率 35.6%）

設置場所

- 設置が義務付けられている場所（左図の○印）
寝室：就寝中の火災を知るため。
階段：火災の煙が集まりやすいため。
- 設置することが望ましい場所（左図の▽印）
台所、寝室以外の居室：火



災が発生しやすい場所に取
り付けると、さらに効果的
です。

住宅用火災警報器の 設置効果

日本に先駆けてアメリカでは、1970年ごろに火災警報器の義務化を行い、現在では95%以上の設置率となっています。1992年に設置率90%を超えてから、6,000人を超えていた住宅火災の犠牲者が3,000人未満で推移しています。イギリスでも同様のデータが報告されています。

日本でも、平成18年6月1日以降、住宅用火災警報器を

設置していたことにより、「火災に至らなかった」「ぼやで済んだ」など、400件を超える効果的な事例が報告されています。

最近でも、住宅火災により尊い命を奪われるという痛ましい出来事が全国各地で多発しています。住宅用火災警報器が設置されていたなら、救われた命も少なくありません。大切な命と暮らしを守るためにも、早期に住宅用火災警報器の設置をお願いします。

《問合せ》消防本部予防課
防係・指導係

☎24-8036 ☎24-8045
（平日の午前8時30分～午後5時30分）

悪質な訪問販売に注意!

不適正な価格、無理強い販売などを行う業者に注意ください（火災警報器はクーリングオフの対象です）。

消防署員が訪問販売などを行ったり、業者に販売を委託することはありません。

《相談窓口》

但馬生活科学センター
（県立但馬文教府内）
☎23-0999

国民年金からのお知らせ

平成21年度の
老齢基礎年金額

平成21年度の老齢基礎年金額は、792、100円（月額66,008円）です。



この年金額は、20歳から60歳までの40年間すべての期間が、第1号被保険者として保険料を納付した期間である方、または第2号被保険者および第3号被保険者期間である方が、65歳から受ける場合の金額です。

**保険料の納め忘れは
ありませんか**



国民年金保険料は、納付期限から2年間を経過すると、納付することができなくなりま

◆減額ってどのくらい？

・保険料納め忘れ期間が6ヵ月：生涯、年額約1万円減額
・保険料納め忘れ期間が1年（年度によつて金額が異なります）

◆受け取れない場合は？

次の①～③を合算した期間が25年未満の場合、老齢基礎年金が受け取れません。



- ① 保険料納付済期間（第1号被保険者として保険料を納付した期間と、会社員、公務員などの第2号被保険者や、その扶養となる配偶者の第3号被保険者であった期間）
- ② 保険料免除期間（法定免除申請免除、納付猶予、学生特例の期間）

※一部免除の場合は、減額の保険料を納めないと未納期間となります。

③合算対象期間（20歳から60歳までの間に、任意加入できた方が任意で加入しなかった期間）

未納期間などの確認は、豊岡社会保険事務所に問い合わせください。

◆納め忘れなどがある方へ

老齢基礎年金の受給資格期間が足りない方は、60歳以上70歳未満の間、また、年金額を満額に近づけたい方は、60歳以上65歳未満の間、任意加入の手続きをして、国民年金保険料を支払うと、国民年金加入期間や年金額を増やすことができます。



**保険料の納付は
口座振替が便利です**

保険料の納付は、納め忘れのないように口座振替をお勧めします。
申込方法は、金融機関、郵便局、市役所（各総合支所）、

豊岡社会保険事務所に備え付けの「国民年金保険料口座振替納付申出書」で、年金手帳、預貯金通帳、印鑑を持参の上、手続きください。



◆現在口座振込みの方へ

毎月納付（翌月末振替）から毎月納付（当月末振替）に変更すると、月額50円（年間600円）お得となります。一度通帳を確認ください。

ねんきん定期便 4月から送付開始

4月からすべての国民年金・厚生年金保険の被保険者を対象に「ねんきん定期便」が、被保険者の誕生日に送付されています。



◆ねんきん定期便 専用ダイヤル

☎0570-058-555
IP電話・PHS
☎03-6700-1144
※本人確認のため、基礎年金番号が必要です。

豊岡社会保険事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。
お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。
なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●6月13日（土）は

午前9時30分～午後4時
●6月1日・8日・15日・22日・29日の毎週月曜日は、午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

・ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
・IP電話・PHS
☎03-6700-1165
●年金個人情報サービス
社会保険庁
ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp>

《問合せ》

・豊岡社会保険事務所
☎22-0945
・市民課市民係
☎21-9015または各総合支所市民生活課